

# 第10回議会運営委員会記録

令和6年1月19日

【開催日】 令和6年1月19日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時2分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笹木慶之	委員	

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議会事務局議事係長	山田寿実子	議会事務局議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影について
- 2 代表質問の廃止に係る申し合わせ事項の変更案について
- 3 モニター意見について
- 4 全員協議会の開催について
- 5 その他

---

午前10時 開会

---

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまより第10回議会運営委員会を開会したいと思います。それでは早速ですが、付議事項の1点目に入ります。本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影についてですが、その前に前回の議会運営委員会の中で、この写真撮影について協議をしたんですが、私がこの写真撮影について、創政会と至誠一心会とみらい21にそれぞれの意見をお聞きした中で、若干ニュアンスが違う点を感じておりましたが、過去の議会運営委員会の流れをずっと

通じたことが前提で、三会派とも同じ意見だったと思いますと締めくくったんです。その辺りで若干違和感があったのが、みらい21の大井委員の発言だったんですけれども、大井委員は前回の写真撮影の件で、もう少し御意見を補足していただけたらと思うんですけど、よろしいですか。

大井淳一郎委員 前回の議会運営委員会の中で、この件に関しまして、みらい21の意見……（発言する者あり）

宮本政志委員長 すいません、機器の不具合がありますので暫時休憩に入ります。

---

午前10時4分 休憩

---

---

午前10時15分 再開

---

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほど機器の不具合がございましたので、委員の発言を中断してすみませんでした。大井委員よろしいですか。

大井淳一郎委員 それでは、私から発言いたします。この件に関しまして、当時の議会運営委員会の中で、みらい21の意見といたしまして、本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影につきましては、議事録や中継をしてみますと、シャッター音とかそういったことを受けた後発言が少なくなったといったような発言をしております。このことからすれば、シャッター音さえなければ傍聴を許してもいいのではないかと受け止められますけれども、私はこれにつきましては過去のその前の議会運営委員会の中でも、シャッターの連写が駄目ならば2回ならいいのか、3回ならいいのかとか、場所の移動もこの場所だったらいいいのかといったように、なかなか線引きが難しいといったことから、原則に

立ち戻って、一般傍聴者の撮影は禁止することを検討すべきではないかといった発言もしておりますので、その辺の過去の発言も踏まえて、委員長は恐らく、私も一般傍聴者の撮影は禁止だとまとめられたと理解しております。以上です。

宮本政志委員長 今、大井委員から前回の議会運営委員会での発言についての説明を受けまして、たしかに、これまでの議会運営委員会の経緯を鑑みて私が三会派とも同じ内容でしたと断言したのはいささかよろしくなかったなというところから、大井委員から前回の議会運営委員会の中での発言について説明を受けました。私も今後は、この委員会運営について一回一回、市民の方が見ておられるという前提で、過去の経緯で全て議論を飛ばして結論を出すようなことは気をつけて委員会運営をしていこうと思います。付議事項の1番目の写真撮影についての協議に戻りたいと思いますが、どなたか御意見ございますか。

森山喜久副委員長 前回の議会運営委員会で、写真撮影については禁止ということで決定されました。事務局に確認ですけれど、その後事務手続等は何か必要でしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 さきの議会運営委員会において本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影は禁止と決定したところで、まず、その際に手続として使っておりました申請書等は既に廃止しております。なお写真撮影を申請することに当たって規則ですとか規定については、そもそも改正しておりませんので、この写真撮影の禁止に当たっても特段そういった改正は不要と考えております。以上です。

宮本政志委員長 今の事務局の説明と、それからこの付議事項1についてほかに何か御意見がございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは付議事項2に入ります。代表質問の廃止に係る申し合わせ事項の変更案についてですが、皆さん御意見ありますでしょうか。

森山喜久副委員長 資料が付いておりますので、こちらについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 代表質問の廃止に係る申し合わせ事項の変更案のこの資料について御説明させていただきます。資料1、申し合わせ事項、新旧対照表を御覧ください。こちら前回の議会運営委員会におきまして、皆様から代表質問を廃止する旨の決定いただいたことを踏まえ、改正箇所を新旧対照表形式でお示ししたものでございます。このたびは項の削除がございしますが、今後の申し合わせ事項の改正等の可能性を考え、通例どおり番号の繰上げ繰下げは行わず、本文を削除とすることでお示しております。説明は以上です。

宮本政志委員長 今の事務局の説明も踏まえて、この申し合わせ事項の変更案について御意見はございますか。

伊場勇委員 変更案については問題ないと思います。この申し合わせ事項の更新は、どのようなスケジュールで行われるのか教えてください。

岡田議会事務局議事係主任 議会運営委員会におきまして決定されましたら、その後全員協議会において皆様に周知し廃止するところでございます。全員協議会の開催については、後の付議事項になろうかと思っております。以上です。

伊場勇委員 この申し合わせ事項の更新はいつ頃になりますか。

岡田議会事務局議事係主任 言葉が足らず大変失礼いたしました。このたび議会運営委員会で決定していただきましたら、その時点で廃止ということになります。以上です。

伊場勇委員 廃止ということが決まって、申し合わせ事項の変更も直ちに行うということでもよろしかったですか。

岡田議会事務局議事係主任 この議会運営委員会で決定されまして、その後の手続としては事務局において議長決裁を取りまして、その承認が下りた時点で廃止ということになります。失礼いたしました。

宮本政志委員長 ほかにございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）そうしますと、この申し合わせ事項の変更案は、これでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして付議事項3に入りたいと思います。モニター意見についてということで、令和5年10月16日、17日開催の意見交換会で、モニターから議会運営委員会に対して意見が三つほど出ております。モニターの御意見について何かございますか。

伊場勇委員 このモニターからの意見、三つについて回答案として創政会で協議してつくりましたので、口頭で読み上げて、報告させていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、創政会から、このモニター意見について回答案を提示したいという旨がございました。三つありますので、一つずつ協議に入りたいと思います。

伊場勇委員 それでは一つずつ、まず1番目、「議会運営委員会での正式な議題として議長任期を2年にすることに問題ないのか」という御意見に対して、議長任期を2年にすることに問題があるかどうかは、その方法論を含めて、今後も議会運営委員会において検討しますという回答はいかがかと思えます。以上です。

宮本政志委員長 伊場委員から創政会としてのモニター意見に対する回答として案が出されましたけど、この案について二会派の方、何か御意見ござ

いますか。

大井淳一郎委員 意見ではないんですが、今の創政会代表の意見に賛同いたします。今後も協議して行くべきだと思います。以上です。

笹木慶之委員 我々の会派におきましても、以前から申し上げておりますように、この検討におきましては、やはり謙虚に受け止めて、そして慎重な対応が必要であると思っております。そのような立場でよろしく願いしたいと思います。

宮本政志委員長 創政会の伊場委員から回答案が出ておりますので、今後検討していくという形で今読み上げた創政会の案を回答としていきたいと思っております。意見交換会で聴取したモニターからの意見で、この1番を議会運営委員会に投げかけられているんですけど、今後は、モニターからの意見は、広聴特別委員会でもう少し詳細にというか、具体的にお聞きしていただいて、議会運営委員会を含め各委員会にその振り分けするときにしっかり把握できるように、広聴特別委員会の委員長には協力を求めていこうと思っております。1番については、そのような回答でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 回答として私はこれでいきたいと思うんですが、この意見の一つ、何個かある中で、そもそもその議題としてふさわしくないという意見とも取れるんですけども、それについてはもうこの議長任期についても継続して議論を続けている最中ですので、また他市町の状況等々踏まえながら、それを議論するべきだという認識でこのような回答になっているということを申し添えておきます。以上です。

宮本政志委員長 伊場委員から創政会の考え方について御意見がございました。議長任期を2年とすることに対して検討を始めていかないといけませんので、あまり先に延ばすのではなくて、議会運営委員会で今後協議して

いこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。1番についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは2番についてです。

伊場勇委員 2番目です。「意見を議会での議論に反映できるよう、公聴会をもっと活用すべきではないか。」という意見に対しては、「現在、市民や学識経験者等の意見を議会の討議に反映させる必要がある場合には、参考人制度を活用しております。参考人制度とは、地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、公聴会よりも効率的に必要な者から意見を聞くことができる制度です」という回答案はいかがかなと思っております。以上です。

宮本政志委員長 少し説明が長かったようですが、きちんと聞き取れましたか。笹木委員、大井委員、大丈夫ですか。

大井淳一郎委員 伊場代表が言われたように、参考人制度のほうが公聴会よりも効率的に運用できる点は、私もそう思います。ただ、必要に応じて公聴会もあり得るという意味でのニュアンスで、否定しているわけではないということですか。まずそこを確認したいと思います。

伊場勇委員 大井委員のおっしゃるとおりだと思います。事務手続上、公聴会だといろいろ段階を踏まないといけないというところもあります。ただ、参考人制度であれば、来てくださいと言ったときに断られる可能性もあるかと思えます。公聴会だと、公募をするなど、いろいろとやり方がある中で、その辺の手続は少し違いますけども、本市議会は議会改革に取り組む上でスピード感を持ってやっているところもあります。その点については、今は参考人制度がしっかりと活用されている状況ですので、このような回答案にしたというところでございます。以上です。

大井淳一郎委員 公聴会は特に否定するわけではないけど、より柔軟に運用できる参考人制度を活用して、しっかり運用したいという意味での御提案

だと思いますので賛同したいと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 先ほど意見がありましたように、特段の問題はありません。よろしくお願ひします。

宮本政志委員長 それではこの2番目は、伊場委員から創政会の案として説明していただいた形を回答とさせていただきます。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり） それではモニターの意見の三つ目です。

伊場勇委員 3番目、「制定した手話言語条例にのっとして、議会としての取組を検討すべきである。」という意見に対しては、議会としても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、学識経験者等の意見を参考にしながら取組を検討しますという回答の案でございます。以上です。

宮本政志委員長 創政会から案が出ましたが、この案に対する御意見はございますか。

大井淳一郎委員 手話言語条例を踏まえて議会としてどう取り組むべきかについて、昔、民生福祉常任委員会で常滑市に行ったんですけれども、ここでは手話奉仕員が議場で手話をやられているのを見たことがあります。それから山口県議会、あと宇部市議会もなんですが、動画の横に議事録が置いてあって、動画と同じように文字が進むというものもあるみたいです。そうした手法も踏まえて、伊場代表が言われたように、学識経験者等の意見を聞いてこの件について進めていけばよろしいかと思ひます。以上です。

宮本政志委員長 そのほか笹木委員何かございますか。

笹木慶之委員 特にありませんが、問題はこの制度としてどのように活用していくかということなんですけど、要は現実的な問題として、それを実行できるかどうかという手法があるんですよ。だからこれは、やはりいろいろな市において、そういったものが機能しているかどうか、きちんと整理をしながら取り組んでいくべきだと思います。ただ、論理的に言ってもなかなか動かないことがありますから、本当に動かせるような仕組みをつくっていくことが必要だと思います。以上です。

宮本政志委員長 そうしますと、創政会から出た案がこの回答になるわけですが、学識経験者等の意見も参考にしながら、取組を検討していきましょうという回答になっていきますので、これもスピード感を持ってこの手話言語条例をどのように生かしていくかということをやはり深く理解するためにも早めに学識経験者等をお調べして御意見をお聞きする場をこの議会運営委員会で作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局、これでモニターの意見1、2、3に対して、伊場委員が案を口頭で言われて、それに対してみらい21も至誠一心会も「いいですよ」ということで回答が決まったんですが、暫時休憩した後で出せますか。

岡田議会事務局議事係主任 お時間を頂けましたら、今の意見を文字起こしさせていただきます。

宮本政志委員長 それでは今から暫時休憩を入れて、事務局でタブレットに今の回答を載せてもらって、それで間違いがないか確認したいと思います。暫時休憩に入りたいと思います。

---

午前10時35分 休憩

---

宮本政志委員長 それでは再開いたします。先ほど付議事項3、モニター意見についての一つ目、二つ目、三つ目それぞれの議会運営委員会としての回答が出ました。まず一つ目ですが、「議会運営委員会での正式な議題として議長任期を2年にすることに問題はないのか。」については、「議長任期を2年にすることに問題があるかどうかは、その方法論も含めて今後も議会運営委員会において検討します。」という回答になりました。この回答はこれで決まったんですが、このことについて、近い議会運営委員会の中で深い協議に入っていくので、このときに委員外議員として会派公明党とそれから会派日本共産党にもお声掛けしてと思っているんです。そのことに関して議会運営委員会で決定したいんですが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、議長任期に関する議会運営委員会での協議に関して委員外議員として政党会派にも声をかけていこうと思います。1番についてはこれでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは二つ目の「意見を議会での議論に反映できるようにできるように、公聴会をもっと活用すべきではないか。」に関する回答ですが、「現在、市民や学識経験者等の意見を議会の討議に反映させる必要がある場合には、参考人制度を活用しております。参考人制度とは、地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、公聴会より効率的に必要な者から意見を聴くことができる制度です。」という回答でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして三つ目です。「議会としても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、学識経験者等の意見を参考にしながら取組を検討します。」こちらの回答でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の3は終わりました、4の全員協議会の開催について、事務局よろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 議運決定事項の報告のため、2月5日月曜日午前10時から全員協議会を開催したいと考えているところです。以上です。

宮本政志委員長 今、説明がございましたこの日時で、全員協議会を開催することはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは4番の全員協議会の開催については、2月5日月曜日午前10時からということで決まりました。それでは続きまして5番のその他に入りたいと思います。その他ございますか。

伊場勇委員 モニター意見のところにもございましたが、議長任期の件については、今週またその内容の陳情も出ておりますし、この時期に陳情が出ると3月定例会中にとということになっておりますが、この議論についてはずっと継続しているわけで、陳情書に対しても早急に回答しないといけないと思いますので、3月を待たぬとも早急な議論が必要じゃないかと思っております。以上です。

宮本政志委員長 今、創政会の伊場代表から、1月15日付けの陳情書について当然先ほどモニターの意見の中の議長任期2年に関する協議の中で関係してきます。議長からの諮問は議会運営委員会として受けておりますが、これは3月定例会ではなく、伊場委員が言われるように早々に議会運営委員会として取扱いたいと思っておりますが高松議長いかがでしょうか。よろしいですか。（うなづく者あり）それでは笹木委員、大井委員よろしいですか。（うなづく者あり）ではこちらの陳情書のほうも早期に着手して協議していきたいと思っております。事務局から何かありますか。（うなづく者あり）そのほかございますか。

高松秀樹議長 私から1点ですが、2024年1月14日付けの共産党機関紙に織り込まれてあるチラシにおいて、こういうふうに書かれています。「陳情は市民の権利」と高松議長が擁護、「高松議長は「陳情は市民の権利」だと、このような特定の議員を狙い撃ちした陳情さえも受理しています」と。受理したのがいけないというような書き方をしているんですが、ここで再度議会運営委員会の中で陳情の受理の要件について

確認していただきたいと思います。さらに、「彼」とは一市民なのですが、「彼の威圧的で傍若無人な行動にだれ一人異議を正せない…それが今の市議会の情けない姿といえます。」この一文については、議長としては事実に基づかない、さらに住民の信頼を大きく損なう部分だと思っております。この記事は2024年1月24日に出されたんです。ということは議長が以前嚴重注意をしております。嚴重注意の中身は、記事を書くに当たっては必ず事実確認を行うこと、記事の内容が不適切でないかを、きちんと確認することということを踏まえて嚴重注意を行っておりますが、その後このようなチラシが出されたということは非常に遺憾であって、こういう記事が多数まかれるということは、議長の私としては議会の権威が失墜する事態に陥っているということも含めて、再度議会運営委員会の中で、受理の要件と、こういう記事の内容について協議をしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、議長から諮問を受けました。これは非常に深い議論を要する、協議を要することだと思います。これに関しては取扱いに関して異議はございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、これもスピード感を持って協議してまいりたいと思っております。高松議長が、これは非常に重要なことで、議会の根幹に関わるあるいは議会軽視に関わるのではないかとおっしゃったと、私は受け止めるところもございました。非常に重要なことだと思いますので、議長がおっしゃったことを各会派でしっかり議論を重ねて、早々にこの議会運営委員会でも結果を出していかないといけないと思いますので御協力のほどよろしくお願いいたします。そのほか議長よろしいですか。（うなづく者あり）事務局いいですね。（うなづく者あり）それでは以上をもちまして、第10回議会運営委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

---

午前11時2分 散会

---

令和6年（2024年）1月19日

志 政 本 宮 長 員 委 營 運 會 議